

令和6年第2回（定例会）  
笠置町議会 会議録（第3号）

招集年月日	令和6年6月28日 金曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和6年6月28日 9時30分			議長	西 昭 夫	
	閉 会	令和6年6月28日 13時28分			議長	西 昭 夫	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 7名 欠席 0名 欠員 1名
	1	向出 健	○	5	欠 員		
	2	松本俊清	○	6	田中良三	○	
	3	大倉 博	○	7	由本好史	○	
	4	山本勝喜	○	8	西 昭夫	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	町 長	山本篤志	○	税 住 民 課 長	石原千明	○	
	参事兼総務 財政課長兼 商工観光 課 長 事務取扱	前田早知子	○	保健福祉 課 長	岩崎久敏	○	
	総務財政課 担当課長	森本貴代	○	建設産業 課 長	植田将行	○	
	会計管理者	増田紀子	○	人権啓発 課 長	吉田和秀	○	
	企画調整 課 長	草水英行	○				
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務 局 主 査	井上卓弥	○	
会 議 録 署 名 議 員	1 番	向 出 健		2 番	松 本 俊 清		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり						

会議の経過	別紙のとおり
-------	--------

# 令和6年第2回笠置町議会会議録

令和6年6月21日～令和6年6月28日 会期8日間

議 事 日 程 (第3号)

令和6年6月28日 午前9時30分開議

- 第1 一般質問
- 第2 発議第1号 再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書の件
- 第3 閉会中の委員会調査報告及び一部事務組合等議会報告
- 第4 閉会中の継続調査及び継続審査の件

開 会 午前9時30分

議長（西 昭夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和6年6月第2回笠置町議会定例会第3日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

---

議長（西 昭夫君） 日程第1、一般質問を行います。

2日目に引き続き、質問を許します。

7番、由本好史議員の発言を許します。7番、由本議員。

7番（由本好史君） それでは、議長のお許しをいただきまして、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

私からは、5つの項目について質問させていただきます。

まず、1点目、山本町長の公約について。2点目、河川空間のオープン化について。3点目、クラウドファンディングについて。4点目、介護保険について。5点目、簡易水道の耐震化についてです。

1点目なのですが、山本町長はいろいろな公約を掲げられ、町長に当選されました。また、21日には所信表明をされましたが、笠置町の推計人口が府内最少で1,000人を割り、人口減対策や高齢化対策、笠置いこいの館など問題が山積しております。こういった政策をもって笠置町を導かれるのか、お聞きしたいと思います。

公約が何点かありますが、何点かの公約について具体的に説明をお願いしたいと思います。

まず、役場をもっと身近な存在にということで、役場が身近な場所に、信頼できる場所とありますが、笠置町役場は高台にあり、笠置町では高齢化が進み、高齢者や身体が不自由な方は役場に行きにくい状況にあります。この状況をどのように理解されているのかお聞かせください。

この後は、自席で行いますので、よろしく願いいたします。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 由本議員の御質問にお答えいたします。

まず、私の公約について、具体的な説明をということでございましたので、まず1点目の役場をもっと身近にという、そのような私の公約を掲げたわけでございますが、その件についてお答えさせていただきます。

役場をもっと身近にということなんですけれども、これは私が以前、市役所に勤務していた経験から私が感じ取ったこととして、こちらにしたら町民の皆さんになりますけれども、町民の皆さんが本当に役所や役場に行きたくて、行きたいと思っただけでいるという方は、ほとんどいらっしゃらないのではないのかなと、そんなようなことを感じておりましたので、これは用事がなくても、つい立ち寄ってみたいくなるような役場ということが、思いでございいます。

じゃ、それをどうやって具体的に実現していくかということにつきましては、例えば、今、これは取り組んでいることなんですけれども、いつも笑顔で迎えてくれる役場や町の施設にするということで、例えば何か聞きたいと、何か尋ねてみたいと思った場合、そのような笑顔で接するという形を定着させていくことによりまして、聞きやすくなるのではないかと、伺いやすくなるのではないかと、相談事もたくさんあると思います。

そのような相談事につきましても、相談がしやすくなるのではないかと、というふうにご考えておきまして、まず、第一の取り組みでしたけれども、まずは、誰が窓口に来られても、職員から挨拶するよというふうなことを、就任の初日の方から取り組みを始めておきまして、まだまだなかなか行き届いていないところもございいますけれども、まずは、そのように取り組んでいきたいと思っております。

それと、今、議員の方からも、御指摘がございましたけれども、高台にあるということでバリアフリー対応ができていないというのもございいます。この件は、正直、今後検討していかないといけない課題だと思っておりますので、そのあたり、もっと身近な、役場をもっと身近な存在にという形でもしっかりと取り組んでまいります。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

以前、役場の庁舎は耐震工事のため、いこいの館で事務を執っておられました。そのときに、住民の方から役場の機能を、いこいの館に残してほしいというような意見もありましたが、いこいの館をどうするかということスピードアップして、検討していかなければならないと思うんですけれども、このようなことも検討の材料としていただきたいと思いますと思うんですが、お考えをお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 今の由本議員の役場機能をいこいの館にという御意見についてということでございいますが、正直、役場機能をいこいの館にということ、私は存じ上げておきませ

んでした。ただ、お話をお伺いしまして、確かに、いこいの館というところは、駅からも近いということも含めて、もし商店街がもっと活性化されたらということを見ると、やはり役場機能としては、あっても便利になるのかなと、より身近なという視点では沿ってくるのかなと思っております。

そのあたりも、今後のいこいも含めた町の活性化、にぎわいづくりの際にも、そのことも踏まえて検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

いこいの館を役場という話なんですけれども、あそこはエレベーターがありますので、2階へそういった高齢者の方が行きやすいというようなことがあって、そういう意見が出てくるかと思っておりますので、またよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、JRの関西本線の存続、利用促進に全力で取り組むとありますが、笠置駅は高齢の方や身体が不自由な方には利用しにくいと言われておりますが、このような問題をどのようにされるのか、お考えをお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 次に、関西本線の件でございますけれども、まず、お尋ねの件でございますので、先にそちらの方をお答えさせていただきたいと思っております。

昨日も他の議員の方からの御質問の際にも、お答えしたんですけれども、実は私の祖父が、跨線橋のところで倒れて、それで頭を打って、それで亡くなったということを記憶しておりますので、それがちょうど中学校くらいの頃なので、約30年、40年ぐらい前の話になるかなと思っております。

ということはその分、変わっていないということになるんですけれども、そのとき当時は、まだそれで良かったのかもしれないですけれども、今、特に御高齢の方のそういうお話も私自身もたくさん伺いましたので、これは、JRさんなりの京都府に相談を求めるものも含めて、関係者がたくさんいらっしゃることもございますので、一気にいけるかどうかというのは分からないですけれども、この要望については、しっかりと受け止めておりますので、私自身も様々なところで、働きかけをしてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

笠置駅は利用しにくいから、かなりの方が加茂駅まで行っておられます。それはやっぱり

加茂駅にはエレベーターなりエスカレーターがあるから、そういった高齢者の方や身体の不自由な方が利用しやすいというようなことであると思うんです。そういったことも検討していただくというようなことはお考えなのか、その点お聞かせください。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 今、お尋ねの件でございますけれども、少し論点が変わるかもしれませんが、これは新しい公共交通の話にも絡んできますけれども、JRの利用促進も含めて、笠置駅に誘導しなければならないなど、他の現時点、現在では、加茂駅というところまで誘導しているという状況もありますけれども、私自身は笠置駅へ誘導しなければならないと思っておりますので、それであれば笠置駅が利用しやすいということは、当然のことかなと考えております。

これにつきましては、まだ具体的な協議とかしておりませんので、まずは要望をしていきたいと、JRさんとは具体的には話を、まだ進めていないんですけれども、今回、来月に行われる連絡会の意見交換会の際にも、議題として提案、私自身からの対応策、バリアフリー化についても、提案しておりますので、これからも様々なところで要望してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

笠置駅に誘導していただくような施策等、または要望等もよろしくお願いをしたいと思えます。

次に、御高齢の方が将来にわたり、安心して暮らせる町にということで、在宅介護の充実と広域的な連携した介護施設、介護事業に取り組むとありますが、現状と具体的な対策をお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 3点目の御高齢の方についての、特に介護についての御質問でございます。

これも、私が伺ったお話になるんですけれども、町民の皆さん、この町で最期を、生まれた町である、長年住んできた町でありますので、この町で最期を迎えたいという声もたくさんございます。

その中で、現状、笠置町内の方で介護施設の方が、現実として特別養護老人ホームとか、そういう形のものでございませぬので、今すぐ何とかできるわけではないと。財政的に考え

ましても、笠置町で単独でというのは非常に難しいだろうなど。事業者さんの方の推進につきましても人口的なことも考えますと、需要と供給の考え方からいくとなかなか難しいのではないかなというのが私の現状認識でございますので、今の話は特別養護老人ホームの話でございますけれども、広域的に取り組んでいくべき課題だと思っておりますので、笠置町の中でという方の声もおっしゃる方も非常に多いのは存じ上げておりますけれども、このあたりは丁寧に説明していきながら、広域的で取り組めるものはしっかりと広域的に取り組んでいく。

あとは、在宅介護自体が成り立つのかという大きな課題もあると思っておりますので、そのあたりも京都府、国の方にも現状を訴えていく、要望をしていくという活動もしていかないと考えておりますので、ここにつきまして、もっと多くの方の意見をお伺いするということと、いろんな周囲の関係自治体につきましても、いろんなことをお伺いしていきながら、総合的に考えていきたいなと考えるところでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

特養の件につきましては、以前から私も要望といたしますか、住民の方から、できれば運動公園のところに造っていただいたらという意見もあったんですよ。「できたら雇用も生まれるやろ」というようなことの考えでおっしゃっていたんですけども、広域的なことと言えますと南山城村のところが特養がされるというようなことを聞いていたんですけども、そのあたりの情報はどうなんでしょう、教えてください。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 南山城村での特別養護老人ホームの件でございますけれども、これはあくまでも詳細のところは私も、あくまでも南山城村で今現在、進められている件でございますので、私の方からお答えするのは差し控えたいなと思うんですけども、これは実は府議時代から私も取り組んでおったことでございますので、現状だけ、一つの経過を御説明しますと、特に南山城村、相楽東部地域では、本当に需要があるのか、介護に関する職員が集まるのか、経営的に成り立つのかというような議論が、議論というより逆に心配事がございましたので、なかなかそのあたりをクリアしていくのは相当難しかったなというふうに記憶しております。

ですので、例えば、笠置町としてできるかと言いますと、人口的なもの、それとニーズ、経営的に成り立つのかという観点を考えますと、正直なところ難しいと言わざるを得ないの



かなというのが、私の経験でのお話しできる話かなと思っております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

そうですね、職員の方が集まるかというようなことの心配を以前にもお聞きしたことがあります。まして、また、そのあたり経営も成り立たなかったら駄目でしょうし、また、そのあたりにつきましては、しっかりと考えていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、住民全員の声を聞く、住民対話を実施しますとありますが、どのようにして住民と対話をされるのか、所信表明のときにもお聞きしましたが、再度お聞かせください。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 住民の声を生かした笠置町にという件についてでございます。

これは、所信の方でも述べさせていただきましたとおり、笠置の町民全員の皆さんの声を聞くということにございます。これも、そのときに述べましたけれども、町民の皆様の全員の声が聞けるというのは、全国でもたぶんになりますけれども笠置町だけではないかなと思いますので、その環境というのはしっかりと生かしていきたいなと思っております。

この具体的な実施方法ということでございますけれども、確かに私が一人歩くのも一つの方法かもしれませんが、これは笠置町全体として取り組んでいくべきことでもないかなと思っておりますので、このあたり、議会の皆様とも実施方法については協議させていただきたいなど。相談させていただいて、もし可能であれば笠置町全体として取り組む中では、町と議会と一緒にやるのが可能であれば、そのような方法も実施方法かなと思っております。

ただ、このあたりはまだ具体的な御相談、御提案などもさせていただいていないので、今後、協議の中で相談させていただければなと思っております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

町民全員の声を聞く、なかなか難しいことだとは思いますが、私も町民なんですが、何点か指摘をさせていただいたこともあるんですが、全くそれが改善されないというようなことになっています。

やはり職員の意識の方も変えていただかなければならないと思うんですが、そのあたり、どのようにお考えか、お聞かせください。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 今の御指摘、正直なところ、いろんな御意見を伺ったとしても、そのことが実現されない、どうなったかさえも報告されないという件を、私も就任以来伺ったところでございます。なかなか、実現できるかどうかということにつきましては、すぐできるもの、伺ったとしてもできないものも多分あると思います。

ただ、その伺ったこと、全員の声を聞くという機会以外でも、普段からでも問合せがあった件については、できるできないも含めて、必ず答えを何らかの返答をするようにという形を職員に対しても伝えておりますので、まずは、聞きっぱなしにしないというか、必ず何らかの意図を持って町に訴えておられることとございますので、その件は何らかの回答をして、またそこから議論というなり展開があるかなと思っておりますので、まずは、そのように回答をするというようなことで、まずは、そこから意識改革といえますか、改革を進めておるところでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

住民の声に対して、何か返していただくということは大事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、横の連絡とかそのあたりが手薄になっているんじゃないかなと心配しているんですけども、またそのあたりもよろしくお願ひしたいと思います。

次に、笠置の魅力を産業振興の基盤として、御高齢の方のいこいの場としてということで、いこいの館を収益の上がる事業に転換し、産業振興の基盤として活用し、近隣との連携により笠置が観光の中心地を目指して、御高齢の方のいこいの場として、活用いただくことに取り組むんだとありますが、具体的にどのようにされるのか、お聞かせください。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 由本議員の笠置の魅力を産業の基盤として、御高齢の方のいこいの場としてという公約についてでございます。

具体的にというところでございますが、この所信なりの方でも述べさせていただいておりますとおり、まずは町の活性化とにぎわいづくりを作っていく。その中で、いこいの館の再開を模索していくというのが、私の基本的な考えでございます。

その中で、私この選挙戦の時も含めて、以降も含めてなんですけれども、いろいろ賛否があるのは承知しておりますけれども、いこいの館の再開を望む声もございまして、笠置の魅力の一つというのが、笠置町外の皆さんから見ても、笠置わかさぎ温泉いこいの館、そちら

の方だという方もおられますので、できる限り、まずは、その要望に応えるために、まず、私はチャレンジしないといけないと思っておりますので、まずは、そのチャレンジに取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

いこいの館をいこいの場ということですが、笠置町の涼やかスポットに、いこいの館が入っていないわけですが、この理由について説明願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回、涼やかスポットといたしましては、笠置会館、笠置町産業振興会館、つむぎてらすということで、設定をさせていただきました。現状、町の職員がいているところで今回は設定をさせてもらったというところで、いこいの館については、今回は外させていただいたというところでございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

当初、いこいの館の経費を削減するために、会計年度任用職員の時間を減らして、商工の職員を、いこいの館に張りつくんだというような説明があったんです。そのあたりはどうかかなということと、もっといこいの館を活発に活用していただく必要があるかと思うんですけれども、いこいの館の起業人を雇用できないという中で、一層丸々起業人の部屋で確保されているというようなこともありますので、いこいの館をもっと別の部屋貸しとか、そのあたりにもっと活発に利用していただきたいと思うのですが、どうでしょう。

議長（西 昭夫君） 参事兼商工観光課長。

参事兼総務財政課長兼商工観光課長事務取扱（前田早知子） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃいましたように、当初予算作成時には職員、商工観光課の職員で、朝の部分については早朝から機械の運転等ございますので、いていただくことにしていましたが、一定時間の後は、職員がそちらに行く、役場の業務を向こうですというふうな想定をしておりました。ただ、職員の数が賄えないということになりましたので、4月以降、引き続き今の状態で10時の会計年度任用職員での交代ということにしたものでございます。

いこいの館につきましては、今、活用方法も貸部屋というところだけになっております。

そちらに関しましても外部からの利用というのがない状態ですので、中での役場の会議とかをやっているような状況でございます。

活発にこれから動かしていくためには、外部に向けての貸部屋というところも広報する必要があるのかなとは思いますが、現状、なかなかそれも利用もないというような状況で、今現在、土日も閉館と利用がない分については、閉館しているというところでございます。

今後、今回、予算の方で起業人の方も計上させていただきましたので、来月早々に募集を開始いたしまして、何かしら新たに観光誘客というところで、いこいの館も利用できるようなところのことにも関わってもらえたらというふうに考えております。

町長もありましたように、全体的なにぎわいをつくっていくためには、拠点となる施設でございますので、活用方法については、今後、そういったプロジェクトの中でいろいろと検討させていただけたらと思っております。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

公約にも上がっています御高齢の方のいこいの場ということで上がっていましたので、そのあたりいこいの館をそういったいこいの場で使えるような形で、よろしくお願いをしたいと思えます。

次に、小さな町を生かした安心・充実の子育てをとということで、教育移住への取組ということですが、笠置小学校は全校児童数が20名という中で、今後、ますます児童が減少し、団体活動が制約されます。このような状況を踏まえ、こういった取り組みをされるのか、お考えをお聞かせください。

また、前町長は多数のことをやり残されたと思えます。前町長からこういったことを、引継ぎをされ、それをどのようにされるのか、お考えをお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 由本議員の小さな町を生かした安心・充実の子育てをとという件でございます。

これも所信の中で少人数の教育に魅力を感じる方へ、教育移住を働きかけるということをお答えさせていただきました。様々な課題というのは正直でございます。この移住に関してでございますけれども、以前に笠置町内の方にお尋ねした際、「今の笠置に何が必要ですか」ということをお尋ねしたところ、可愛い子供たちという言葉が返ってまいりまして、笠置町の将来のためにも子供たちの存在というのが、必要であるというのを感じております。

ですので、これも具体策と言いますと、一足飛びにはいかないというのが正直分かっておりますけれども、この少人数での教育、これが、何人が適正かというのが正直なところあるかと思いますが、笠置の魅力、例えば自然の中で、自然のあふれる中で、子育てができる、学習、学んでいけるということなど、笠置の魅力を様々な場で訴えていながら、移住の方に働きかけを行っていく取り組みで、この公約を実現できたらなというふうに考えております。

それと、前町長からの引継ぎについての御質問でございますけれども、前町長から受けた引継ぎというのが、もう正直なところ、前町長の4年間の思いというもの全て入ったか入っているかなというぐらいの非常に濃い内容でございました。

当然、その中でさらに進めるべきものもございましたし、やれなかったものというのも多くございました。ですので、この引継事項を一言でというのは、正直、言い表せないものだと考えております。また、それをどのようにされるのかとお尋ねでございましたけれども、こちらも正直なところ、一言で言い表すというのは非常に困難な状況でございます。

その中で私なりの考えといたしますか、答えなんですけれども、まず私の信念としては、引継事項は引継事項として、言葉としては伺いましたけれども、私自身自らの目で、自らが課題を直視しながら体感しながら私なりに、また考え直して考えていきたい。そのまま進めることもあれば、見直すこともあるかと思えます。

ですから、すみません、この言い方が適切ではないかもしれませんが、どのようにされるかということにつきましては、本当にその評価というのは方向的にも私自身が4年間を振り返るときが来たときに、やっと初めてお答えできることではないかなというふうには考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

町長もこれからいろいろ体感されて、笠置町のためにいろんな施策を打っていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に、河川のオープン化については、町民アンケート調査やキャンプ場利用客の声を集約し、また、出店者からの販売実績等の実績報告から詳細データの分析を行い、総合的に判断した中で、笠置町木津川河川空間活用協議会を開催し、具体的な実施について検証を行い、その結果を受けて近畿整備局へ要望書の提出、オープン化に向けた占用許可申請を行い、令和7年4月1日から開始する予定とのことでしたが、その進捗状況をお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

参事兼総務財政課長兼商工観光課長事務取扱（前田早知子） 失礼いたします。由本議員の河川のオープン化についての御質問にお答えさせていただきます。

令和元年10月にまず、笠置町木津川河川空間活用協議会を設置いたしまして、木津川河川敷の開かれた活用について協議を行ってまいりました。

議員おっしゃいましたように、令和4年10月から民間事業者による収益活動などの実証実験を実施し、こちらにつきましては、令和5年9月末で終了いたしました。期間中には出店された事業者、また河川の利用者につきましてはアンケートの聴取、またはヒアリングなどの聞き取りなどを行いながら、課題やニーズ等の把握を行ってきたところでございます。

こちらにつきましては、ホームページにも掲載させていただいておりますが、現在の進捗状況につきましては、これら課題やニーズ等の分析を行いながら、町長も所信で述べましたように、にぎわいづくりの意見を取りまとめる作業に着手するという段階でございます。

目標としておりました令和7年4月1日の河川のオープン化、こちらの開始目標はそのままでございますが、近畿地方整備局に計画書を、大体秋頃、9月、10月ぐらいになるのではないかと考えておりますが、提出した後、河川の管理事業者の選定を行っていくというふうなスケジュールを予定しております。

その後、目標としておりました4月1日に向けて、打合せや引継ぎ等を行っていくということになります。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

中町長は、河川の収入を町の会計に入れるといった発言をされておりましたが、また、河川の管理はどのようにされるのか、お考えをお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

参事兼総務財政課長兼商工観光課長事務取扱（前田早知子） 失礼いたします。河川の収入についての御質問でございました。歳入で町の歳入として上げるのかどうかというところは、まだ、手法については決定しておりません。河川の管理事業者が請けた後、町に収入をいただくのか、もう全ての収入をいただいた後、管理事業者に委託料として支払うのか、どちらかになると思いますけれども、まだ決定したものではありません。

管理につきましても、許可の後、多分プロポーザルになるのかと思います。管理を希望されるような事業者さんを募集いたしまして、そのプロポーザルでどうしていくのかという

ところを町の方でもまとめてからということになりますので、今、確定しているというところは、なかなかお答えできないんですけども、今、そういう作業を進めているというところでございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

それと、河川のごみ処理、または、し尿処理費が町民の負担となっております。この件についてどのように考えておられるのか、お聞かせください。

議長（西 昭夫君） 由本議員、質問の趣旨からは少しずれているように思われますがどうでしょう。

7番（由本好史君） でも、河川をオープン化していったら、こういった問題があるわけですよ。河川を完全に閉めてしまうんでしたら、こういうごみの処理、し尿の処理費が要らないわけですよ。オープン化していくんやったら、こういう経費は今まで払っているわけですから、今後も今の状態でしたら、また、町民の負担になっていくわけですよ。

前町長は、観光協会にその分を負担してくれという話をしているというようなこともおっしゃったと思うんですけども、そのあたりもどうなっているのかというのは、あるかと思うんですけども、今後、オープン化していくんでしたら、そういった問題は避けて通れないと思うんですよ。どうでしょう。

議長（西 昭夫君） 分かりました。町長。

町長（山本篤志君） 由本議員の河川のごみ処理、し尿関係の処理についてでございますけれども、これも実際のところ、にぎわいづくりの検討の中で検討していく材料になるかとは思いますが、基本的には事業として町運営では直接ないということを考えますと、そのような処理費用につきましても、事業の中で納めていただく、当然負担していただくということが、基本的なことなのかなとは考えておりますので、これから議論が始まってまいりますので、その議論の前提ということで、議題というか提案の中で、そのように含めて提案してまいりたいと考えております。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

この河川のオープン化が町民の方の負担にならないような対策を、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に移らせていただきます。

笠置いこいの館の再開に向けて、資金調達をクラウドファンディングで行うとの構想があったと思います。他の自治体においても、財政状況が厳しく補助金を出せないため、イベントの費用をクラウドファンディングによる資金を募ることにされたところがあります。町長は所信表明にもありますが、投資を基本にした民間ベースによる活性化、にぎわい創出を行うとありますが、笠置町は財政が厳しいので、クラウドファンディングによる資金調達のお考えをお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 由本議員のクラウドファンディングについての御質問にお答えいたします。

まず、私の結論から申しますと、クラウドファンディングでの資金調達というのは、現時点では想定はしておりません。その理由といたしまして、クラウドファンディングで寄附並びに投資される方は、その対象であったり実施したりする人に魅力を感じて、その魅力に対して投資されることが多いのがクラウドファンディングでございまして、どれだけの人を引きつけられるのかが、その成功を左右するものであると考えております。

では、現在の笠置町にどれだけの人を引きつけられるのか、投資を呼び込むことができるのかと問われますと、このあたりはまだ、未知数ではないかなと思っております。お尋ねいただいているのが、再開に向けてということで財政がということでございましたので、今の現在の心境というのをお話させていただいたんですけれども、再開させる、再開ができたとした場合に、そのときに多くのファンをいっぱいつくることのできた場合には、さらに新たなことにチャレンジするという際には、このクラウドファンディングということに打って出るということも、それは、私は考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

いこいの館の再開に向けて、こういった資金調達、クラウドファンディングの構想を掲げておられましたので、それはどうなったのかなというようなことをお聞きしたかったんです。このクラウドファンディングにしても、返礼品とかいうようなことというようにも前もって考えていかないとあかん問題だと思いますので、早急にはできないと思うんですけれども、そのあたりもまた、笠置町は財政が厳しい状況ですので、また、検討していただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、介護保険料について、質問させていただきます。



2024年度から2026年度の笠置町の介護保険料は、7,140円と京都府内では上から3番目に高い保険料となっております。7,000円を超えているのは、和東町と京都市と笠置町の3市町だけです。

今回、65歳以上の保険料の基準額は、要介護認定者が26年度に増える見込みとなったことや、介護保険サービスの利用が増える見込みとなったことで、給付費が膨らむことを見込んで、介護保険料が決められたと思いますが、他の自治体では基金を取り崩し、保険料を引き下げられた自治体もあります。笠置町として、この7,140円という保険料が妥当なものと考えておられるのか見解をお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まずは、当町の保険料の算定に当たっても、基金の取崩しを見込んでの算定した金額となっております。取崩しを見込まない場合の保険料の基準額は、7,470円ということで算出をしておりました。取崩しの見込みによって約330円の減額をしております。

また、笠置町として保険料が妥当かどうかということですが、おのおのの立場で変わってくるかとは思いますが、適切なものだというふうに考えております。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 物価高騰の上、笠置町の介護保険料は全国平均より915円高いわけです。京都府ワースト3となっております。そうなりますと、町長が所信表明でもおっしゃっておられましたが、住んでよかった、住み続けたい笠置にはならないと思います。そのため、介護保険料が上がらないためには要介護認定者が減り、要介護サービスの利用が減ることだと思います。

そのために、こういった施策を講じられるのか、お聞かせください。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

保険料アップを少なくといいますか、抑えていくためには、やはり健康寿命という方を伸ばすことが大切だというふうに考えております。そのために、若いうちから生活習慣病の予防に取り組んでいただくこと、また、病気の早期発見、早期治療に結びつけていただくように健康診断を町としても実施しているほか、保健師による健康相談や訪問、健康教育の実施に努めております。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体事業を実施して、フレイル対策に取り組むほか、

地域包括支援センターの事業として、介護予防事業や高齢者の居場所づくりに努めているところではあります。

そのほか、笠置町のさざなみ会と協働し、個食や低栄養になりがちな高齢者への食事や手づくりおやつを提供をするなど、一緒に食べる楽しさを感じていただくとともに、食事、栄養について考えていただける機会を設けているところでございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

町民の方が健康で暮らしていけるような介護予防のそういった対策というのが必要かと思っておりますので、また、引き続き、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、最後の質問です。簡易水道の耐震化についてです。

政府は簡易水道を運営する自治体に対し、耐震化費用を補助すると、支援事業に乗り出されておりますが、笠置町の耐震化率はどの程度か、また、この耐震化事業を実施されるのかお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 由本議員の本町耐震化率並びに簡易水道事業耐震化費用補助の御質問にお答えいたします。

本町の耐震化率につきましては、水道施設であります取水場、浄水場、配水池の耐震化率はゼロ%です。水道管につきましては、導水、送水、配水管、総延長3万728メートル中、耐震管の延長は、2,805メートルで耐震化率は約9%でございます。

耐震化事業につきましては、簡易水道等施設整備国庫補助金、生活基盤近代化事業の管路施設強靱化事業は従前までは、上水道事業者のみが対象となっておりますが、南海トラフの地震等の発生の確率が高まる中、簡易水道事業においても、強靱化が急務となり令和6年4月1日から簡易水道事業者も対象事業となったところでございます。

災害時に被災者が避難する重要施設となります。学校や公民館への管路の耐震化が補助対象となるため、積極的に活用させていただきたいと考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

そうですね。新たな事業では医療機関のほか、災害時に被災者が身を寄せる学校や公民館への管路の耐震化を補助対象とすると、管の継ぎ目に特殊な部品をつけて外れにくくしたり、伸縮性と強度に優れたダクタイト管に交換したりする費用について、財政力に応じて最大で

半額を助成するということになっております。

能登半島地震に見舞われた石川県輪島市では、小・中学校などを含む簡易水道が全て断水し、3月末でもまだ一部で断水が続いておりました。被害は耐震化していない管路に集中していたということで、断水すれば生活への影響が甚大で耐震化の重要性を改めて痛感したというところがございます。

財政が厳しい中ではありますが、震災に備えていただく必要があると思いますので、補助金のあるうちに必要な事業を実施していただきますようお願いし、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（西 昭夫君） これで由本好史議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をします。再開は議場の時計で10時35分からとします。

休 憩 午前10時20分

再 開 午前10時35分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に1番、向出健議員の発言を許します。1番、向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

議長の発言許可をいただきましたので一般質問通告書に基づきまして質問させていただきます。本日は大きく3つの課題について質問させていただきます。

1つ目は、保育料の無償化、高校生の通学費無償化等についてです。2つ目には、住宅の確保、移住者の方の住まいの確保についてです。3番目には災害対策について質問させていただきます。

まず1つ目の保育料無償化、高校生の通学費無償化について質問を始めさせていただきます。

町長は、教育移住ということも言われております。それは、小学校等を中心にして少人数学級ならではの魅力を中心として、学びの子育てしやすい魅力を中心に考えておられると思います。しかし、こうした子育ての支援については、その土台として経済的な負担、教育に関わる様々な負担を軽減していくということが、土台にあってこそ成り立っていくものではないかと考えております。

特に、保育料無償化については、そのお子さんの人数にもよりますが、数十万ほどの財政負担でできるというふうに、これまでの質問の中でお聞きをしています。この保育料の無償化について町長は現在、どのように考えておられるか、実施する考えも含めまして答

弁をいただきたいと思います。

残りの質問については、自席から行います。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、笠置町の保育料につきましては、国の制度により満3歳以上の子供の無償化や、子供が2人以上の世帯の負担軽減の観点から、保育所等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、ゼロ歳から2歳までの第2子を半額、第3子以降は無料となっております。

また、府の制度により兄弟の年齢が18歳未満である第3子以降の保育料も無償化となっており、一定部分についての無償化、それから保育料の軽減等を実施しているところですが、完全無償化については今のところ考えておりません。以上です。

議長（西 昭夫君） 1番、向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

町長にもお尋ねしたいんですけども、現在は担当課長からは考えていないということなんですけれども、先ほど言いましたように、財政面でもかなり少ないということと、ただ一方で保護者の方の負担というのは、この保育料だけじゃなくて小・中学校は一応義務教育ですけれども、それでも様々かかってくるお金があると。それから、高校に通うのも一般的なことですから、いろんな様々な負担、修学旅行費等もありますし、さらに大学となりますとさらに費用がかかってくると。そういう中で少しでも家計負担を減らすと。

自治体の役割というのは、やはり福祉の向上、住民の暮らしやすい環境づくりをしていくということが主になってくると、その中で、僅かな財政負担ということも含めて考えますと、これは実施していくことが、意義が非常にあるのではないかと考えています。

特に、子育ての問題、この問題だけではありませんけれども、まず少ないところできやすいところから進めて環境整備の一環として、今後検討していただいて、実施をいただきたいというふうに考えていますけれども、そのあたりどのようにお考えか、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 向出議員の御質問にお答えいたします。

様々な子育て支援に関しまして、様々な方法があるかと思っております。その中で、今回御提案いただいております保育料の無償化につきましても、施策の一つだと考えております。それが例えば数十万円の話でということでもございますけれども、まず、これまでの答弁も

ありますけれども、財政的には限られたものがあるという、それをどう使っていくかということも、考える中で、まずは限られた財源の中で、どのような負担軽減が図れるかという部分については、まず検討してまいりたいと思っております。

ですから、どれが適切なのか、どれが効果的なのかも含めて考えていけたらと思っておりますけれども、ただ、子育てというのは、本来的にいうと本町だけのものではございませんので、やはり国の責任というのもしっかりと、国の責任においてもしっかりと支えるべきものだと思っておりますので、本町独自もありますけれども、様々な負担軽減施策につきましても、国や京都府などにも要望してまいる必要があるかなと思っております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 1 番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

高校生の通学費の補助について、無償化についてお尋ねをいたします。

以前、お話をお伺いしたところ、府議会議員をされていた時代には、この問題を取り上げて京都府の制度はあるけれども、なかなか、まだまだ弱い、不十分であるという認識があると、課題ではあるというふうにお聞きをしています。

特に、この問題は学校を選ぶという権利の問題でも、通学費が比較的遠くにあります、高いということで控えたり、進学を本当は希望しているところに行きたいけれども、そういう財政的なところで、比較的近くにしたりしておこうかというようなことも起きてくるのではないかというふうに考えております。

町長も課題というふうには考えておられるということなので、今後、どのようにしていくのか、これも検討されて実施の方向で進めていただけるのか、そのあたりお聞きをしたいと思えます。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 向出議員の高校生の通学費の無償化について、お答えいたします。

これも向出議員、御指摘のとおり、府議会議員時代に、これは特に相楽東部を念頭にしたものではなく、京都府全体でのことで取り上げていたんですけれども、交通費、地域的なもの、地域によって子供の学ぶところが、選択が狭まるとか、費用について限られるというのはおかしいという形で取り組んでまいりました。

この辺は、本当に申し訳ございませんけど、なかなか私たちの思いというのは通せなかったんですけれども、そういう意味では、課題としては通学費のことは考えております。このあ

たりも先ほども御答弁させていただきましたが、限られた予算の中で、どういうふうなことを使っていくかということを経合的に、考へていきたいと思っておりますので、正直、必要性というは感じておりますので、この点も含めて、総合的に考へていきたいと思っております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 1番、向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

高校通学ということで、お隣の南山城村の方では木津駅までの補助をするということがあるということで、様々、負担の軽減策というのがこの間、東部の方3町村の中で給食費の無償化をはじめ行われてきました。本体である授業料とか、いろいろ学費に関わるお金の問題というはあるんですけども、この間、子育ての支援でいきますと、ずっと求めてきました高校卒業までの医療費無料化も実施されてきました。

その中で、まず始めやすい先ほども言いましたけれども、保育料の無償化や高校生の通学費無償化というところが、課題としてはすぐに無償化を求めるときで、額面的にもまだやりやすいところで残ってきている課題かなというふうには思っております。そこもきちとした上で、今後、子育て移住というところにもつながるようにしていただきたいと思っております。

それで特に、この子育てしやすい環境づくりを含めて、今後、移住・定住につなげていくということもあると思うので、どのように移住・定住のPRであったり取組であったりとかされていくのか、施策につなげていくのかということをお聞きしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 向出議員の移住・定住にどのようにつなげていくのかということでございます。

まず、子育ての観点から入りましたので、確かに子育て支援、様々な施策を講じることによりまして、特に教育移住と私も表現しておりますけれども、その部分については一定の効果があるのかなとは思っておりますので、これは今の段階ではどの分野から始めていくかというところは、正直お答えできないんですけども、例えば、先ほどの通学費の件につきましては、高校になりますので、府立高校ということをお考えますと、京都府の範疇になると思っております。

まずは、私は京都府の中で、しっかりと地域の距離によるそういう格差の是正というのは、まずは京都府が行うべきだと思っておりますので、移住とは絡まないかもしれないですけど、やるべきところはあると思っておりますので、そこは京都府については、私はさらに要望し

ていきたいなと思っております。

それと、あともう1点、これは教育移住だけに限らないんですけれども、全国的に人口減少の中で、世の中的に言えば、どちらかという人の取り合いという形になっているような要素もありますので、それが本当の姿なのかなとも思うところもございます。ということもありますので、私個人といたしましては、笠置に魅力を感じていただいて、価値観から笠置に移住・定住を考えていただけることが一番望ましいことだと思っておりますので、まずは魅力ある笠置となるように、総合的な観点から検討してまいりたいなと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 1番、向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

今後、具体的な政策展開を望みたいと思うんですけれども、特に、この間と言いますと、子育て世代向けの家賃補助の制度をつくられたりもされておまして、こういうことを一体的にPRする必要もあるんじゃないかなというふうに思っております。

笠置町のホームページを見ますと、空き家バンク登録のところは、バナーがあるんですけれども、まず移住を考える方というのはホームページを見たり、電話の問合せをしたりというのがあるのかなと思いますけれども、ホームページというのが分かりやすい情報源になってくるのではないかなというふうに思っております。

そういうところで、例えば、若い子育て世代の方で移住を考えている方へということで、特設のサイトをつくるのか、何かそういった形の工夫も含めて、具体的なPRという点はすぐに着手しやすい面があるんじゃないかなというふうに考えております。

せっかく制度をつくっていますので、ぜひその辺のPRの問題については、どのようにお考えなのか。これまでもいろいろホームページの分かりにくさの指摘とか、ほかの議員も含めて質問がなされてきました。少しずつは改善をしたり、直接関係ないですけれども、例規集もホームページにアップするようになったり、改善は見られるんですけれども、もっと使いやすい形ということも以前答弁をいただいています。

その中で、思い切ったホームページのリニューアルも含めて、一体どういうふうに展開されるのか、この点だけお聞きをしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長兼商工観光課長事務取扱（前田早知子） 失礼いたします。ホームページの件でございます。

向出議員がおっしゃいましたように、今、空き家バンクのバナーとして、そこから検索をしていただけるようになっておりますが、以前にも御指摘いただいております、そういう施策についても載せてはどうかという御指摘もありましたのでそこについては改善したいなというふうに思っております。担当者の中でできるものもあるかと思っておりますので、そこらはリンクをつけるとか手法を使いまして考えていきたいと思っております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 1 番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

ぜひ子育て政策、この間なかなか進んでこなかった政策も幾つかは実現いただきましたので、それを活用いただきたいと思っております。

次に、住宅の確保についてお尋ねをいたします。

山本町長自身も選挙に当たられまして、こちらに移住をするということで、家を探しておられた中でなかなか見つからないということで、苦労されたというふうにもお聞きをしています。

その中で、この間も、年によるんですけれども最大、今まで聞いた中では、移住希望者が10人を超えたときもあるというふうに記憶をしております。しかし、一方でそれだけ対応できる借家が現実にはないということがあります。せっかく移住を希望されているのに、入口としてまず、住まいがないということは非常に今後、移住・定住を進めていく上で、ネックになってくる最も基本的な基礎的な政策になってくるというふうに思っております。

今現在、まだ具体策はこれからになってくると思うんですけれども、どういう形で進めるとか今、試案等があれば、まず、お聞きをしたいと思っております。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

参事兼総務財政課長兼商工観光課長事務取扱（前田早知子） 失礼いたします。向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

空き家バンクの件でございますが、空き家バンクで住居、貸し出してもいいよという住居の登録をされているのが、昨日現在、25日現在になりますけれども、2件となっております。移住を希望されて住居を求められている方の登録というのは、20件に上りました。ここ3月以降、移住希望の登録者の方が増えていったこと、増えております。2件となりましたのは、既に登録いただいていた物件が契約成立した方、それから、現在、交渉中というところで今、2件にまで減ってしまったというところです。御指摘のとおり、全く物件と移住を希望される方の需要と供給が追いついていないアンバランスというところになっておりま



す。

物件につきましては、お声かけさせていただいたりしているところでございますが、なんせ家の状況等とかありますので、協力隊にそういう物件を探してもらったり、声をかけたりということをしていただいておりますが、協力隊が退任された後、そういう業務も登録しますという申出があつてからの受付ということになりますので、1つといたしましては専門的な知識を持っておられる不動産業者の方に委託をすとか、そういうことも検討する段階ではないのかなというふうに考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 1番、向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

山本町長にお伺いしたいんですけれども、当然、御本人も苦勞された中で問題意識は持つておられると思うんですけれども、いろんな政策を進めていく、特にさっき、教育移住ということも言われていますけれども、様々な政策をアピールして実施しても本当に住まいがなければ、結局、逆に希望された方にも失礼な面があつて、要するにどんどん呼び込んでいるのに実際住めないじゃないかというのでは、元も子もないというふうに思うわけです。そのあたりについて、やっぱり政策というのは移住・定住政策の入り口で本当に土台であると思うんですが、そのあたりの見解についてお聞きをしておきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 今の向出議員の住宅の件でございますけれども、正直、私も実際に今、笠置町に住んでおります。住民票を持ち住んでおりますけれども、これだけ相当時間がかかりました。いろんな方にお探しいただきまして、その数は数十件、ないし20件は超えているのかもしれませんが。そのように当たっていただいたということでございますが、2か月経ってやっと見つかつて、この6月からは笠置町のほうにやっと来れたという状況でございます。

これは、向出議員の御指摘のとおり、いろんな移住政策を進めたとしても、住むところがないと、まずそこでせつかくの移住希望の方も移住できないということがあるというのは、もう事実でございます。それは肌で感じたところでございます。

それに対しましては、先ほどの空き家バンクにつきましても、登録があつても進まないとか、協議中とかなぜそのようなことになるのかということも含めて、少しこれは分析しないといけないと思っておりますが、私の感覚といたしますと、町の方でアパートなり一軒家でも借家を借りようとした場合、仲介業者さんが入つておられて、仲介業者さんが引き渡しの

段階で何もない状態、きれいな状態で掃除した状態で、引き渡していただくのが一般的だと思うんですけども、笠置町にそのようなニーズというか環境がなかったのかなとも思っております。

ですから、そのようなところでいきますと、これは町でやるよりも、外部の不動産会社さんとか仲介業者さんのほうに、お願いすることも検討していかないといけないのかなと思っております。ただ、これが笠置町でなじむかなじまないかも含めて、検討していかないといけないと思うんですけども、移住してきた立場ということで申しますと、私的にはそのようなことを感じておりますので、これも幅広くの検討にはなりますけど、移住施策を進める上では必ず必要なことであると認識しております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 1 番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

この問題は他の議員も含めまして重要な課題として、質問が度々されています。私もずっと取り上げてきまして、最も前進したときには、借り上げ住宅について検討はしたいと、具体的な学習をして学んで考えていきたいまではあったんですけども、なかなか具体化がされないという状況がありました。

今、少し触れられたように家の中の家財を片づけなければいけないというところの業者に頼めば、それなりの負担がかかるとか、それに行くまでのステップまでのところでの対応というのもあると思うんですけども、そういうところも含めて借り上げ住宅とか直接、一番分かりやすいのは直接町として、住宅を建設できればすごく分かりやすさはあると思うんですが、そういう思い切った政策の展開ということについては、どうお考えなのか、お聞きをしておきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 向出議員の借り上げ住宅に関する御質問でございます。

こちら先ほども私も触れさせていただきましたけど、住宅が必要だということではありますけれども、なかなかこれを借り上げるというところが、まず、借り上げる契約を町がやるのかとなった場合には、様々な法律的な点でも課題があるのではないかなと認識しております。

私はそこまでは調べ切れていないんですけども、不動産仲介業みたいな形の中での法律を踏まえて、町ができるのかという件もあるかと思っておりますので、それと、町が借り上げたものを保有してしまっ、埋まらないにもかかわらず、町が借り上げてしまっていた場合、ま

た町の負担も増えるかなと思いますし、管理面もどうするか、先ほども申しましたけれども、仲介に入っておられる方は、仲介の普段、本当は貸主の方がきれいにするというのが一般的になっていますので、その業務を町が担わないといけないのかというようなことも含めますと、なかなか簡単には借り上げ住宅ということは、難しいのかなと考えております。

ですので、ただ、御指摘いただいている趣旨というのは承知しておりますので、移住・定住が増えるようにという形の、まず第一歩としての居宅についての確保につきましては、民間の不動産会社さん、仲介業者さん等にも話を聞く、働きかけを行いながら、検討していければなと思っております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 1 番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

実際、全国で借り上げ住宅を実施されている自治体もあります。奈良県も趣旨は違うところはありますが、借換えのそういう政策ということで特別の機構をつくって、条件があるんですけども、そういう政策をやっています。

問題は、その難しいということではなくて、よく研究した上で、もし結果的にできないことはあるかもしれませんが、町職員が少ないということもあって、条件が他の自治体と違うとかいろいろなことがあるとは思いますが、具体的に本当に政策をしようとしたら、どういう課題があって、こういうことを解決しなきゃいけない、じゃあどうするかというところまで踏み込んでいかないと、なかなか進んでいかないとこのように思います。

これまでも、いろいろ考えたいという話は、お聞きはしているんですけども、駄目なら駄目という結論も含めて、本当に検討されて、その結果をきちっと議会なりに返していただいて、駄目だったら駄目でどういう政策があるのか、もっとこういう方法はどうかということも踏み込んで、具体的な政策の提示ということまで、今後進めていただきたいと思うので、そのあたりのことについて答弁いただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 今回は、この借り上げ住宅という件で御質問になりましたので、他にも他の方法もということでの御答弁をさせていただきましたけれども、ただ、移住ということ考えた場合には、何らかの形で住宅を確保する、住宅を提供できる体制というのは作っていかないといけないと思っております。

ただそれが、町がやるのか、それとも外部に委託するのかという手法の違いかなというふうに認識しておりますので、このあたりも今後、進捗状況を検討していった中で、進捗状況

につきまして、まず、議会の方に御報告をしていきたいと思っておりますので、まずそれが結論ではなくて、多分途中経過になっていきますけども、随時、御報告できたらなと思っております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 1 番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

財政難も言われている中で、移住が増えれば少しでも人が減ることを抑えることができれば、交付税の措置でも減っていくことが抑制できるというふうに思います。そういう点でも、ぜひ考えていただきたいとします。

次に、最後、3 つ目の災害対策についてです。

先に、ほかの議員からも質問があって、避難訓練についてはまずは区からやっていって、全体的な訓練につなげていきたいということで答弁をいただきました。

特に、区長の役割であるとか、避難者の役割ですが、例えば、職員が来れない場合は区長が開けるのか、区長が避難所を開けたとしても、どこまで対応するのかとか、そうしたところの具体的な取決め等については、どういうふうになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長兼商工観光課長事務取扱（前田早知子） 失礼いたします。向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

避難所における役割分担の確認ということでございますが、避難所につきましては、町長が開設して避難所には職員を配置するとしております。各地区の集会所など、この避難場所を開設する場合には、区の御協力をいただくこととなります。鍵を開けて区長さんに常駐してくださいということは、お願いしておりますが、職員が時間内に巡回しているというところで対応をしております。

ただ、やはり区民の方が来られるということで、区長さんであったり、役員さんであったり、集会所のほうに詰めていただいているところもございますので、これは連携を取りながらということにしております。

区長さんとしても、避難されている方が区民でいらっしゃったらという思いも持っておられますので、他の事案といいますか、他にも区長さんとして区の中でいただくこともございますので、常駐というところは、もちろん求めていないというところをお願いしております。以上です。

議長（西 昭夫君） 1 番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

ちょっと気になるのが、区長さんが集会所の鍵を持っておられて、職員がどうしても来れない場合とかが生じた場合、実際どうされるのかとか、そういういろんな想定の中で、話し合いがどこまでされているのかなというふうに感じております。区長会、当然、聞き取りの場があって、そういう場では課題として出されているとは思いますが、災害だけではないですが、そういうところに特化した形での協議とか、定期的にされているのか、そういうことがもしされていないのであれば、取組をもっと強化していかないと、なかなか実際に何かあったときに、大変なことになってくるんじゃないかなというふうに思っています。

そのあたり、区長だけではないかもしれませんが、その関係者とかいて、周辺のところ、消防団とかもそうですけれども、話し合いがゼロではないのは分かっているんですけれども、そういうところでの特に避難、災害があった時の対応については、そういう話し合いの場を定期的につけておられるのか、そのあたりお聞きをしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長兼商工観光課長事務取扱（前田早知子） 失礼いたします。向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

定期的にとということが、今、いろんな各種団体が寄って定期的にとすることは持っていないというところが実情でございます。

区長会議につきましては、年1回、2回、区長さんに集まっていただいて、会議をもっております。昨年度も今年度、来月、開催するんですけれども、西部区さんの自主防災組織もございましたので、そういう事例も発表して課題等もお聞きするというふうに考えております。

消防団は消防団で、もちろん定期的な幹部会議もございますので、そういう場ではありますが、避難訓練を今度実施する際には、そういう各種団体に集まっていただいて、スタートの検証ということも必要となると思いますので、各区ごとの訓練にはなるかと思っておりますが、まずは、した中で課題の抽出ということが、大切なことやろうと思っております。

災害とか以外でも、この前、163号でも通行止めになった際には、いろんな団体が個別の動きをされていると、小学校にしてもそうですし、保育所でもどのようにというところが、なかなか連携を取れていないということが明らかになりましたので、緊急時にはどうするかという動きの確認なり、そういうところで集まったの話はする必要があるかなと認識をして

おります。以上です。

議長（西 昭夫君） 1 番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

他のところで他の議員からも質問があったんですが、163が通行不能になって外部の職員が来れないという事態があったというところで、極端に職員が集まらない状況があった時には、区長ばかりに責任を負わせるのも、なかなか大変な面があると思うですけれども、消防団、関係者ですね、避難者の方も自身が、けがをしていない限りは、ただやっってもらう側だけではないと思うので、そういう訓練もそうすけれども避難者の役割ということも含めて、そういうときにはどういうふうに動いたらいいのか、考えたらいいのかということも含めてやっていかないといけないんじゃないかというふうに思っています。

そのあたりも含めて、今後、そういう具体的な協議とか、そういう避難訓練だけでなく、定期的な講習とか、あまり開催を増やすと確かにいろいろ大変な面もあると思うんですけれども、適宜やっていかないと、一度教えられたこともしばらく経つと忘れていたり、ちょっと不十分になったりしてしまう点もあると思うんです。そのあたりについて、今後どういうふうにされていくのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長兼商工観光課長事務取扱（前田早知子） 失礼いたします。向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほども答弁しましたように、災害時だけではなく、緊急時というところもございまして、特に災害時におきましては、町外の職員が増えた状況では、出勤できないということも十分考えられますので、そういう場合は地元にいただいている区長さんであったり、消防団であったり、もちろん民生委員さんであったりとかも御協力いただくこととなりますので、それぞれがそういった訓練なり会議や研修会を通じた中で、自分たちがどう動けばいいのか確認をしていただける場というのは必要かと思っています。

この前、先日の通行止めの際には、役場は何してるねんというふうなお声がありました。車が動かないことについて、役場が情報把握できていないことに対して、強くお怒りの電話も数多くありました。ただ、住民さんの中には、情報源としてはなかなかないかとは思いますが、これが避難という場合になったときに、役場が何かをするのを待っていただくということでは遅い場合がありますので、避難される方、住民の方も意識を持っていただくということが大事なのかということを感じております。

避難の際にも来るだけではなく、町の方でも備蓄品とか飲料水の用意はしておりますけれども、避難の際には、食料品なり防寒具を備えていただく、それを持ってきていただくという、避難をする側の立場としての準備物というの、しっかりと考えていただく必要もありますので、そういったところは啓発であったり、研修であったりやっていく必要があると思っておりますので、それができていないところが町の課題かと思っております。

今後は、徐々に全体的な避難訓練に広げるということも考えまして、皆さんに意識というのもの、持っていただくような場をつくりたいというふうに考えます。以上です。

議長（西 昭夫君） 1 番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

能登半島の地震で、協力ということで当町からも職員が派遣をされまして、その報告も受けております。その中で、避難者、避難されている方が、全てやってもらう側になってしまっているのかというような問題意識が提示をされておりました。

その点では、そういうことが大事だと思うんですけれども、特に、小学校の体育館は比較的広いかもしれませんが、皆さんが本当に避難してしまうと、今の集会所、避難所では、実際対応できない、現実的にできない面があったりすると思うんです。そういうところで、本当に避難が必要かどうかということも、また大事な点なのかなというふうに思います。実際には自宅で十分避難できる場合もあるかもしれませんが、ただそれも具体的な基準なりとか、よく考えておかないと、避難しなかったことによって、もし何か起きたときには、またそれも問題になってしまうということがあるというふうに思っています。

そういう点の問題意識も今後、対応いただきたいと思うので、最後に答弁いただきたいと思えます。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長兼商工観光課長事務取扱（前田早知子） 失礼いたします。向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

避難に関しましては、災害時には自助・共助・公助というところで、まずは、自分の身を守っていただくために、自宅の中でも安全な場所に行ってください。あとは、隣組の方の御協力、近所の方の御協力をいただく。町として住民全体の命を守っていくということに、最後ではないにしても、守っていくというところでございます。

避難指示につきましても、町長の方が出すということになっておりますので、もちろん、指示が出たからといって、避難所に来られない場合も、もちろん今までも想定できることで

はございますので、先ほど言っておりますように、住民さんの意識として笠置町は今まで、大きな災害も幾つも、特に高齢者の方、御存知の方が多いたと思いますので、そういうところを思い出していただきながら、自分が一番命を守る行動というのを取っていただけるようなそういうことに取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

議長（西 昭夫君） これで向出健議員の一般質問を終わります。

次に、2番、松本俊清議員の発言を許します。2番、松本議員。

2番（松本俊清君） 一般質問について、今、許可をもらいましたので、いろいろ皆さん議員さんから質問されて、私の質問することは重複するかもしれませんが、再度お聞きしたいので、その点よろしくをお願いします。

差し当たって、町民の安心・安全な生活、それと町所有の建物についての対策、健康管理について、お尋ねしたいと思います。

安全については、以前より防犯カメラを要望していました。ようやく130万円の予算を計上されました。設置され完了する月は何月ですか。

それと、163号線、切山また草畑の国道、歩道の件、どのようになっているのか答弁願います。

あとの個々の問題については、席に戻って質問させていただきますので、よろしくお願いたします。ただ、簡単でいいですから、その点よろしくをお願いします。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長兼商工観光課長事務取扱（前田早知子） 失礼いたします。松本議員からの防犯カメラの設置についての御質問にお答えさせていただきます。

今回の定例議会に補正予算で設置費用を計上いたしました。昨日、御可決いただきましたので、これから事務を進めていきたいというふうに思っております。

スケジュールといたしましては、起工した後、完了までおおむね2か月程度かと思っておりますので、早ければ年内に設置ができればというふうに考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 松本議員の国道163号線における切山区内の歩道設置に係る進捗状況についての御質問にお答えいたします。

国道163号線における切山区内の歩道設置に係る進捗状況につきましては、現時点で前年度から進捗はございませんでした。今後は、従前までの京都府並びに国への要望活動を継



続するとともに、道路管理者であります京都府と本町が、今まで以上に力を合わせ地権者への協力を得られるように努力してまいります。以上です。

議長（西 昭夫君） 2番、松本議員。

2番（松本俊清君） 防犯カメラは何月に設置完了されるんですか。今の答弁ではどうかはつきりは分かりません。簡単でいいんです。私はだからわざと何月と月を言うてるんですよ。と言いますのは防犯カメラについては、再三私は申請しているんですよ。補正予算に入れると言うてから何か月経つんですか。3月、6月、9月、12月も出てこなかったんですよ。

その間に笠置町ではいろいろ行方不明になった方、2月にありました。最近では、工事現場の資材がなくなった。まして、峠の地蔵さんに子猫が18匹置いてあるというような事態。それと、キャンプ場オープン化になり、いろいろお客さんも来てくれるということになってくると、そういう防犯カメラの設置時期、非常に必要になってきますので、そういう点を検討願いたい。

それと、今、建設産業課長から言われた163、歩道の件、全然進んでいないと。前回の前任者、引き継ぎはどうだったんですか。何も進んでいないということは、交渉はされたんですか。されたときの議事録はあるんですか。なぜされなかったのか、なぜ工事が進まないのか、その原因はどこにあるのか、究明されましたか。町長も同様ですよ。引継事項にそれはあったはずなんですよ。どうなんです。そして、それは府か町か、今後の進め方をはっきり決めてもらわないことには、進めません。交渉しています。それでは、回答にならないんですよ。

また、歩道について、笠置大橋の歩道橋、タイルが剥がれている。そうすると、あれは京都府の問題ですよ。しかし、すぐに修理して二、三日前に直してもらいましたよ。それは、感謝します。そういう点から考えて歩道自体にでも、例えばバックミラー、笠置町にはいろいろありますよ。長年、使っている関係上、雨とか汚れでその機能は十二分に発揮されていないということもあるんですよ。そういう点、やはりはつきりその機能を出せるように、掃除、そういう点、考えてやってもらいたい。

建設課には非常に仕事が多いんですよ、出ていく仕事。だから、そういう点、今、人は欠勤になっていますが、そういう点も十二分に考えて、人の手配、また町長が言われている事務の合理化、それをどのように進めるのか、町長からもお聞きしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長兼商工観光課長事務取扱（前田早知子） 松本議員の御質問にお答えさせ

ていただきます。

先ほど、最初の答弁で説明不足で申し訳ございませんでした。設置の完了につきましては11月、遅くても12月を予定しておりますので、その目標で事務を進めさせていただきます。以上です。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 先ほどの国道163号線の歩道設置の件でございますけれども、こちら前町長から引き継いでおります。先ほど私の方も自分の目で確かめに行くということからも含めて、今、過去の経過も含めて、過去の経過を調査に当たっておるところでございます、これは私どもの笠置町役場内、そして京都府とも併せて調査・確認をしております。

それですので、現時点では直接的には進捗はないということでございますけれども、ちょっとすみません、これいつできるかというのは、明確にはお答えできないですけれども、作業は進めておるところでございます。

さきに答弁になりますけれども、事務の改善につきましても、まずは内部で事務の合理化という形を進めておるところでございますので、現在、これも作業中でございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 2番、松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今、答弁された月は間違いはないですか。再度確認したいと思います。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長兼商工観光課長事務取扱（前田早知子） 失礼いたします。松本議員の御質問ですが、年内設置を目標に事務を進めたいと考えておりますので、11月か12月、遅くても12月には完了すると思っております。以上です。

議長（西 昭夫君） 2番、松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

年度ですか。6年ですか。これですね、年度でいくと3月末までになるんですよ。言葉のあやかもしれませんけれども、そういう答弁されても分からないんですよ。そういう点、簡単にはっきり言うてもらいたいんですよ。予算も決まっているから。どうなんですか。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長兼商工観光課長事務取扱（前田早知子） 失礼いたします。令和6年12月までに完了です。以上です。

議長（西 昭夫君） 2番、松本議員。

2番（松本俊清君） では、よろしく願いいたします。

続きまして、町所有の建物についてお聞きしたいと思います。

サテライトオフィスの利用状況、そして、いろいろPRされていますが、その内容とその成果、伸びないところにおける問題点は何かというのを、改善される気力があればお聞きしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

参事兼総務財政課長兼商工観光課長事務取扱（前田早知子） 失礼いたします。松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

サテライトオフィスのPRにつきましては、町のホームページ、それから、未来づくり協議会のホームページ、これ3町村合同で掲載していただいております。直近でのPRでいきますと、6月16日に京都府の移住交流フェアというのが開催されましたので、そちらでチラシを配布させていただいております。効果が現れるというところには至っておりませんが、これから学生の体験学習や企業のレクリエーションでの利用など、チラシの配架、そういうところで利用いただければと思っています。

利用が伸びない原因といたしましては、コロナ感染症が5類に移行してから、コロナ前の生活環境に戻りつつある中で、テレワークから出社型に戻りつつある実態と、ネットの環境というものが各所で整備されておりました。設置した当時はサテライトオフィスの方の利用もありましたが、そういう自宅でもできる各所で利用できるということで、笠置町に来てサテライトオフィスを利用して、会社とやり取りするところが減ってきているというのが、実態ではないかと考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 2番、松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

いろいろ報告、回答、願ったんですが、結果として成果が出ていないと。固定経費すら出ていない現状をどのように対応するのか、一つの課題として研究してもらいたいと思います。

続いて、こういう建物についてなんですが、以前どういように前町長から引き継がれたかどうか知りませんが、集会所、中央公民館、あそこが空き家になってから、どうするんですか。町長の方針をお聞きしたい。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 今の空き家の件をどうされるかという件でございますけれども、中央公

民館の件でございますけれども、この件、空き家になっている、どうするかという課題は引き継いでおりましたけれども、すみません。どうすべきかというところまでは、答えは私の中では出せておりません。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長兼商工観光課長事務取扱（前田早知子） 失礼いたします。中央公民館の解体につきましては、解体に係る経費について積み立てるということで、公共施設の除去作業の財源として過疎地域持続的発展基金を昨年度設置し、令和5年度にはまず500万円を積立てさせていただきました。令和6年度については1,000万円の積立てを予算計上しております。ただ、これだけの費用では除去できるものではございませんので、一定額の目標に積立てを継続していき、解体に進めばというところでございます。

ですので、いつ除去して、その後の活用というところは、今現在のところではまだ検討段階には入っておりません。以上です。

議長（西 昭夫君） 2番、松本議員。

2番（松本俊清君） 松本です。

6年度は1,000万円積立てをするということですか。まあ建ってからではなしに、空き家になってから4年はもう経過しているんですよ。そういう点、やはりあれは借地だと思うんですが、そういう点は速やかに予算組みし対応してもらいたい。

それと同時に、今、全然使われていないんですが、お試し住宅、あのPRはどうなっているのか。そこに年間36万円の駐車料金が払われていますね。果たして払った分の効果は出ているのか、その点、どのような対応を取られているのか、今後の方針をお聞きします。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

参事兼総務財政課長兼商工観光課長事務取扱（前田早知子） 失礼いたします。松本議員のお試し住宅に関する質問でございます。

お試し住宅につきましては、松本議員がおっしゃいましたとおり、利用がない施設と効果が現れていない施設というふうになっております。移住・定住につきましては相談件数は増加しております。先ほど、先の議員のところでも御説明させていただきましたとおり、移住したいという希望の登録件数も増えているところですが、件数は増えましてもこういうお試し住宅を利用して体験してみようというところには至っておりません。

そういう方に御紹介していくのも1つかと思っておりますし、また、今、条例の中では1週間単位の使用を想定した利用料金設定となっておりますので、例えば、キャンプ場であ

ったり、笠置町内の笠置へ来られたりする学生の方、研究なり勉強なりで来られる方というのがありますので、短期間での利用も検討するなどしてはどうかというふうに思っております。多様な利用もあることですので、ちょっと柔軟な対応も検討する必要があるというふうに思っております。以上です。

議長（西 昭夫君） 2番、松本議員。

2番（松本俊清君） いろいろいい答弁なんですよ。思っておりますとか、こういうことをやります。4年も経って何も成果が出ていないという現状を、町としても考える必要があるんじゃないかと思えます。

こういう建物と同時に町民の方から、寄附をなされた吉田邸、植村邸の利用、今後の方針対策はどのようにされるのか、お聞かせ願います。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

参事兼総務財政課長兼商工観光課長事務取扱（前田早知子） 失礼いたします。松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、吉田邸とおっしゃっていただきました、中村にある住宅ですが、こちらは移住・定住プラザとして、地域おこし協力隊が在籍しておりました頃は、相談窓口として活用しておりましたが、退任後につきましては、活用されていないというふうなことになっております。

今年度、京都府から当町に移住された方を移住呼びかけ人として認定いただきました。こういう機会を利用いたしまして、機会といたしまして、相談の場として活用いただけるように、働きかけてまいりたいと思えます。

また、後谷にあります住宅につきましては、3月で除去が完了しておりますが、跡地につきましては、当面、近隣の住民の方に有効に活用いただける部分として、管理していくということにしております。利用・活用方法については、まだ決まったものはございません。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 2番、松本議員。

2番（松本俊清君） この話、そういう質問すると、そういうように回答してもらうのは結構ですけど、植村邸は、最初はどういうことだったんですか。農村留学とか物凄く大きな看板をぶら下げてやられた。しかし、何も無い。何もできていなかったですね。それで、前町長は解体して、その後、駐車場にするという答弁をされております。植村邸本家と離れと2つあるんですよ。今、どうなっているんですか。駐車場にされるんですか。どのように利用されるんですか。行き当たりばつたりの返答では困るんですけれども。その点、新しくなら

れた町長の考え方をお聞きしたい。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ちょっと私の考え方ということでございますけれども、私も明確に今の時点で正直持ち合わせておりませんので、これも実際に確認させていただいて、早急に早い段階でお答え、早い段階というのが何月とも申し上げられないですけれども、早急に考えていきたいと思えます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 2番、松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

そういう点でよろしくお聞きしたいんですけどね。

何ていうんですか、西部区にあります建物、児童館、そこは耐震工事で、今、空き家になっています。耐震工事をするんですか、しないんですか、連合とはどのような話になっているんですか。あの建物は町の建物ではないんですか。その点、どうなんです。積立てするんですか。そういう方針、町長になられて日もないし、いろいろ問題があるかもしれませんが、こういう問題はどのように受け止め、どのように対応していこうとされているんですか、お聞きしたい。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長兼商工観光課長事務取扱（前田早知子） 失礼いたします。松本議員の児童館につきましての御質問にお答えさせていただきます。

笠置児童館につきましては、まず、現在の建物を活用する場合となりますと、基礎部分の補強や減築が必要だというふうな建物となっております。耐震改修ではなく一旦取り壊して、建て替えるか、除去して現状の笠置会館で業務をしておりますが、そのままを維持していくのか、そういった検討が必要な建物でございます。

今のところ、利用する児童数の推移でありますとか、建設費用、その後年度の負担なども鑑みまして、連合の教育委員会と協議を進めていくこととしております。積立て、先ほど旧中央公民館の解体費用の積立てと説明させていただきましたが、児童館につきましても、除去となると、その積立てをした中での除去になるかと思っております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） この児童館の件でございますけれども、これも今のところの管轄だと教育委員会になるということですので、先日も協議をしてまいりました。ただ、協議内容も答えが出ていないので明確にはお答えできないですけれども、教育委員会としても分かったけ

れどもという状況なので、これもしっかりと協議を進めてまいりまして、答えの方を出していきたいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 2番、松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

そうすると、今、参事が言われたように解体ですか、補強ですか。やはり、今考えておりますじゃないんですよ。こうしてやりたいという方針を聞きたいんですよ。それだったらそれなりの積立てもする必要もありますし、悪く言うとその場答弁だけでは困るということで、簡単でいいんですよ。解体する、補強する、どうなんですか。まして、今、町長に私は答弁をお願いしたんですよ。参事には聞いていないんですよ。町長からその返答が欲しいんですよ、最初はね。その点どうです。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 今のお尋ねでございますけれども、今、方針のところを決めるために協議をしておりますので、今、今日の時点では、ちょっとお答えできない。本当に申し訳ございませんけれども、ただ、早急に協議してまいります。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 2番、松本議員。

2番（松本俊清君） では、もう一つ質問。一応、一番問題になっている笠置町の大きな資産、いこいの館について、先ほどいろいろ先の議員さんからも聞かれましたが、再開はいつ、するんだったらいつなんですか。いろいろこのゆびとまれとか、町長はいろいろ方針を出されていますよ。いつなんですか。年間、1,500万円の経費がかかるんですよ。延びれば延びるほど財政の苦しい町が、1,500万円を出すんですよ。大至急それを進めてもらいたい。

ましてや、それを管理している企画観光課ですか。そこの担当課長が兼任されていると、そういうような組織でいいんですか。本当に真剣に対応するという気構えがあるんですか。町長がいろいろなられて、いろいろ改革するということなんですけれども、そういうところにメスを入れてもらいたいと思います。

お聞きします。再開はいつなんですか。何年度なんですか。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） いこいの館の再開の時期についてでございます。何年なんですかということでございますけれども、今、これもいろんなところで答弁させていただき、今、私が初めての検討を始めたというところでございますので、再開がいつというのは申し訳ござい

せんけれども、今の段階ではお答えすることはできないです。

ただし、結論を出すというのは、この11月までに一定議論を重ねた中で、まずは12月の議会に御報告させていただくということで、考えております。その内容につきましては、まだこれから議論になりますので、どのようなことを御報告するかというのは、まだ分かりませんが、一定12月議会の際に、今後の方針についてお答えをさせていただきます。以上でございます。

それと、職務の兼任とかにつきましてでございますけれども、これも様々に頭をひねっております。ただ、やはり、これも人事異動等で変更をかけたいと思っておりますので、そのあたりは改めての御報告になるかと思いますが、検討しておるところでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 2番、松本議員。

2番（松本俊清君） 松本です。

そういうことでしたら、よろしく願いいたします。

続いて、健康管理についてお尋ねいたします。

最近、人事異動について体調不調で長期欠席されている事件があります。こういうときに果たして、事務の引継ぎがうまくいくのか、これはもう再三なってくると、徹底してその病気を治してもらおうとかいうような対策は町として指示されたのか。といいますのは、その分、その課に負担がかかるんですよ、1人当たり、分配してかかるんですよ。そうすると第二、第三のそういう人材が出てくるかもしれませんので、その点はどうか。

そして、今ですと、現状では今月末ということになっています。来月からまた出るかもしれません。町とかこういう面については、産業医の導入はどのように考えられているのか。また、町民に対しても高齢者が多い中、健康で人生を送るために、フレイル対策をどのようにされているのか、その点、もし考えがあるんだしたらお答え願います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 松本議員からの職員の健康管理についての御質問でございます。

まず、職員の健康、体調を崩しておる職員がいるのも、正直なところでございます。それによりまして影響が出ないようにというような配慮はしておりますけれども、やはり、職員が1人欠けることによって、その業務の分担というのが変わってきますので、そのあたりは十分気をつけないといけないと考えておりますので、それは取り組んでおります。

それと、産業医の件でございますけれども、これも正直なところ、私が就任して以降、職



員の関係の体調管理のことを内部で確認した際に、ちょっとお医者さんにも相談させていただきました。となると、産業医がいる、いないによりまして、産業医がいる場合については職員の病状についてまでも、産業医が主治医に対して聞くことができるということがある。産業医を置いていないのであれば、聞けないという状況が分かりましたので、あくまでも病院にかかっていたらということは、治療を目的にしている。であれば、治していただきたいというのが、私たちの思いでございますので、これは、産業医の導入を検討していただけますか、というのを出したところでございます。

ただ今、これも費用面も含めて検討が必要かと思っておりますので、このあたりも取組を進めておるところでございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） 松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

高齢者のフレイル対策ということで、今年度、先ほども議員にもお答えさせていただいたんですけれども、今年度について高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業を実施して、フレイル対策に取り組んでいたり、また、地域包括支援センターの事業として介護予防事業等を進めているところでございます。

議長（西 昭夫君） 2番、松本議員。

2番（松本俊清君） 松本です。

いろいろ答弁願ったんですが、最終的には町長の町政、運営、所信7つの項目上げておられますよね。これですが、誠に失礼かもしれませんが、有言実行をお願いしたい。それと同時に、やはり町長の政治生命をかけてでもやるぐらいの根性を、笠置町をよろしくお願いたいと思います。

いろいろ言いましたが、これは前回の引継ぎの質問で、全然解決しなかったんで、質問させてもらっただけですので、町長よろしくお願いたいです。これにて、質問終わります。ありがとうございました。

議長（西 昭夫君） これで松本俊清議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

ここで休憩をします。再開は議場の時計で1時からとします。

休 憩 午前11時50分

再 開 午後 1時00分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

議長（西 昭夫君） 日程第2、発議第1号 再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書の件を議題とします。

提出者に、趣旨説明を求めます。由本好史議員。

7番（由本好史君） 発議第1号 再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書について、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年6月28日提出。

提出者、笠置町議会議員、由本好史。賛成者、笠置町議会議員、向出健、同じく松本俊清、同じく山本勝喜、同じく田中良三。

提案理由でございます。

えん罪被害者を一刻も早く救済するため、国に再審法改正についての議論を速やかに開始するよう求めます。

意見書の方朗読させていただきます。

再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書。

えん罪は、犯人とされた者やその家族の人生を狂わせる人権侵害であり、あってはならないことである。それゆえ、我が国では憲法において多数の刑事手続関連条項を設け、刑事訴訟法等の法律を充実させることによって、えん罪の発生を防止しようとしてきた。しかしながら、人の運用する制度である以上、ときに誤判が生じるおそれは払拭できず、誤判により生じたえん罪被害者は迅速に救済されなければならない。

誤判により有罪判決を受けたえん罪被害者を救済する再審制度については、刑事訴訟法（第4編再審、以下「再審法」という。）に規定が設けられているが、再審が認められることは稀であり、えん罪被害者の救済は容易には進んでいない。

その要因として、日本弁護士会連合会の「えん罪被害者の迅速な救済を可能とするため、再審法の速やかな改正を求める決議（令和5年6月16日決議）」では、刑事訴訟法に再審に関する規定がわずか19条しか存在しないという制度上の問題があり、再審請求手続に関する詳細な規定が存在しないために、個々の裁判体の裁量があまりにも大きいことが指摘されている。その中でも特に重要な課題として、

- ①再審請求手続において証拠開示規定が存在しないこと。
- ②再審開始決定に対する検察官の不服申立てにより審理が極めて長期化していること。
- ③再審請求手続における手続規定が整備されておらず、請求人の手続保障が十分になされ

ていないこと。の3点が挙げられている。

このうち、再審請求手続における証拠開示については、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）の制定過程において、再審請求手続における証拠開示の問題点が指摘され、同法附則第9条第3項において、政府は同法の公布後、必要に応じて速やかに再審請求手続における証拠の開示等について検討するものと規定されているにもかかわらず、今なお制度化は実現していない。

また、再審開始決定に対する検察官の不服申立てについては、不服申立てによって、さらに審理が長期化し、えん罪被害者の救済が遅延することが指摘されるとともに、検察官は不服申立てによらずとも、再審公判において主張の機会が保障されており不都合はないとの見解もある。

そして、再審請求手続における手続規定に関しては、再審法に規定が少なく、とりわけ、審理の在り方については、明文の規定が存在せず、裁判所の広汎な裁量に委ねられている。そのため、裁判所の訴訟指揮により大きな差が生じるという問題があり、再審請求手続における手続規定を整備する必要があるとの意見がある。

近年、再審事件の動向に関する報道により、再審やえん罪被害に対する社会の関心が高まり、日本弁護士会連合会などから再審法の問題点も指摘されている中で、地方議会においても再審法改正を求める意見書が採択されている状況にある。

については、国におかれては、えん罪被害者を迅速に救済するために、再審法改正に向けた議論を速やかに行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月28日。

衆議院議員議長、額賀福志郎様、参議院議長、尾辻秀久様、内閣総理大臣、岸田文雄様、法務大臣、小泉龍司様、内閣官房長官、林芳正様。

京都府笠置町議会議長、西昭夫。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 質疑、討論を省略してよろしいでしょうか。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略します。

これから、採決を行います。この採決は起立によって行います。

発議第1号 再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長（西 昭夫君） 起立多数です。したがって、発議第1号 再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西 昭夫君） 日程第3、閉会中の委員会調査報告及び一部事務組合等議会報告を行います。

閉会中の委員会調査の報告を行います。総合常任委員会、向出健委員長。

1番（向出 健君） 笠置町総合常任委員会の報告をいたします。

委員長の向出です。

6月21日に総合常任委員会を開き、先の議会で委員会付託をしました、中等度以上の難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願書について、審査をいたしました。

議会事務局より、他の市町村の実施状況等の説明を受けました。

京都府内では、京田辺市、京丹後市、精華町が補助を実施しており、京田辺市、京丹後市は経費の2分の1が補助対象で上限が2万円、精華町は経費を補助対象として上限2万円の内容です。

精華町は、人口約3万6,000人、65歳以上は約9,000人で、令和5年度の予算額は60万円で30人分、令和6年度の予算額は30万円で15人分です。

委員から、どこでも調査したら認められるのかどうなのかという内容の質問が出されました。つまり、どのような医療機関で難聴を調査しても対象となるのかという質問という意味です。実施している他の自治体では指定医療機関で調査をするということになっております。また、最終的には町が決めていくことになっていくという話も出ました。

また、他の委員からは、町の意向や考えを聞きたい旨の意見が出されたので、この件については継続審査として、次回、町の意向を聞くこととしました。

以上で、笠置町総合常任委員会の報告を終わります。

議長（西 昭夫君） 次に、いこいの館運営対策特別委員会、向出健委員長。

1番（向出 健君） いこいの館運営対策特別委員会の報告を行います。

委員長の向出です。

3月8日に特別委員会を開き、当時、地域活性化起業人でありました澗随氏から、再建計画草案の説明を受けました。

その内容は、生活の中心地としてコンビニやATM、コインランドリー等の設置、また地産食材を使用した食事メニューの一例の提案、浴室改修として、炭酸泉やつぼ湯の導入などの提案がありました。また、収支のシミュレーション、業者の募集要綱案なども示されました。

また、5月23日にも特別委員会を開きました。当町から地域活性化起業人の潤随氏が継続できないこと、また、いこいの館の今後について説明を受けました。

町からは地域活性化起業人について、4月からも継続をいただく予定でしたが、先方との意思確認が不十分で、先方からは継続できないとの意向が示され、また町は今後、地域活性化起業人を新たに入れることはしないとの説明をされました。

また、いこいの館の再開については、まず、にぎわいを作り出し、その中で再開を検討すること、また町の事業者を中心にして、商工会、観光協会、町を応援したい方や企業、大学、金融機関等が集うKASAGIこのゆびとまれプロジェクト（仮称）を創設し、にぎわいづくりの検討を開始する。笠置まちづくり会社に同プロジェクトを設置して、いずれは法人化する旨の説明を受けました。法人化は具体的には笠置まちづくり会社が同プロジェクトから企画・運営を引き継ぐとのことでした。

以上で、いこいの館運営対策特別委員会の報告を終わります。

議長（西 昭夫君） 次に、一部事務組合等議会報告を行います。山城病院組合議会、由本好史議員。

7番（由本好史君） それでは、国民健康保険山城病院組合議会臨時会の報告をさせていただきます。

まず、令和6年第1回国民健康保険山城病院組合議会臨時会の報告をさせていただきます。令和6年3月28日（木）午前10時から京都山城総合医療センター会議室におきまして、令和6年第1回臨時議会が開催されました。

開会に先立ち、議長から笠置町議会臨時会において、私が当組合議会議員に選出された旨の報告があり、その後、議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定が行われました。

次に、管理者から病院組合の近況報告、臨時会への提案の同意案件及び議案の説明がありました。

次に、議会運営委員会の委員の選任につきましては、議長より私が議会運営委員に指名されました。

次に、同意第1号 副管理者の選任については、次期副管理者に福井景一氏を選任する同

意案件が提出され、全員賛成で同意されました。

次に、議案第4号 京都府山城総合医療センター使用料及び徴収条例の一部を改正する条例が提案されました。今回の条例の一部改正につきましては、令和6年4月1日から診療報酬算定方法の改正に伴う所要の改正で、3名の議員が質問された後、討論は省略され全員賛成で可決をされました。

次に、議案第5号 介護老人保健施設やましろ使用料・手数料等徴収条例の一部を改正する条例が提案されました。この条例につきましても令和6年4月1日からの介護報酬算定方法の改正に伴う所要の改正で、質疑はなく討論は省略され、全員賛成で可決されました。

続いて、令和6年第2回国民健康保険山城病院組合議会臨時会の報告をさせていただきます。

令和6年5月20日（月）午前9時30分から京都山城総合医療センター会議室におきまして、令和6年第2回臨時会が開会されました。

開会に先立ち、議長から南山城村議会臨時会において廣尾議員と齋藤議員が当組合の議会議員に選出された旨の報告がありました。

次に、令和6年3月17日の笠置町長選において、選出された山本篤志町長から挨拶があり、4月1日付で組合の職員の人事異動があったことから自己紹介がありました。

その後、議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定が行われました。

次に、管理者から病院組合の近況報告、臨時会への提案の同意案件の説明がありました。

次に、議会運営委員会の委員の選任につきましては、議長より南山城村選出の齋藤議員が議会運営委員に指名されました。

次に、同意第2号 監査委員の選任につきましては、南山城村議会議員の改選により欠員となっていることから、議長の指名推選により、南山城村選出の廣尾議員が全員賛成で可決され、閉会されました。

以上、令和6年国民健康保険山城病院組合議会第1回及び第2回の臨時会の報告を終わります。

議長（西 昭夫君） 相楽中部消防組合議会、大倉博議員。

3番（大倉 博君） 令和6年第1回相楽中部消防組合議会臨時会、5月28日、相楽中部消防組合本部で行われました。

同意第1号 相楽中部消防組合監査委員の選任について。

奥森由治議員、南山城村選出議員が選任されました。賛成全員です。これは久保憲司議員

が3月31日に議員任期満了のため。

承認第1号 専決処分事項の承認について、一般会計補正予算（第3号）府補助金244万円の追加、歳入歳出予算32億5,691万2,000円に全員賛成です。

議案第8号 中部及び和東高規格救急車の買い入れについて。

中部消防は平成27年に配備、9年が経過。

和東出張所は平成26年に配備、10年経過。

落札金額は6,963万円、落札人は京都トヨタ自動車株式会社、納期は令和7年1月31日、賛成全員です。

報告第1号 専決処分について。

自動車事故の和解、損害賠償の額17万6,000円、賛成全員です。以上です。

議長（西 昭夫君） 加茂笠置組合議会、向出健議員。

1番（向出 健君） 加茂笠置組合議会の報告をいたします。

4月23日から4月24日にかけて、岡山県真庭市にバイオマスの研修に行きました。久世公民館で概要の説明を受け、真庭バイオマス集積基地第2工場、真庭バイオマス発電所、銘建工業本社等を見学・研修に回りました。

久世公民館では、真庭市のごみが年間1万4,000トンで7億円かかり、市内に3つのごみ焼却施設があり、ごみ処理の効率化が急務で、また、このごみの総量のうち焼却が必要なのは35%で、大半は分別すると資源になるとの課題意識が説明をされました。

また、し尿処理にも莫大な資金を投入して処理をしているとありました。

そして、対策として、生ごみ、し尿の浄化槽汚泥の液肥化、液体の肥料にすること。また、紙ごみの資源化、焼却施設の規模縮小化や集約化として取組を進めていると方針を説明されました。

その結果として、生ごみ、し尿処理の費用が削減できていること、液肥の農地での利用やメタンガスを作り出して、エネルギーとして利用することなどが実現できていると説明を受けました。

また、し尿処理プラントも見学をいたしまして、液肥は薄いので散布する車も大型になり、農地によっては入りにくいことがある。そのために、濃縮した液肥を作って小型の車でもできるように考えていることや、液肥の農作物の味も一般肥料と比較して、遜色ないことも検査に出して確かめているなどの説明を受けました。

集積基地の研修も行いました。集積基地は、業者や一般の方から材木などを持ってきても

らい買取りをして、粉碎・加工して木質チップなどにして、燃料として出荷・販売をしているところでは、

集積基地では、通常は廃棄する樹皮や残材、材木で残った部分も買い取ることで、集積量の確保を図っていることや、他の地域に木材を持っていかれないように、買取価格を下げないように工夫しているなどのお話を聞きました。

全体として、そのままではごみとなるものを資源化して、ごみ処理費用削減とともに、肥料やエネルギーを生み出し、それが地域経済として回っており、環境負荷の点でも大変優れた取組をされていることを具体的に学ぶことができました。

また、去る5月24日には木津川市役所全員協議会室において、臨時会を開き、副議長選挙を行い、副議長に大倉博議員を選任いたしました。以上で、加茂笠置組合議会の報告を終わります。

議長（西 昭夫君） 相楽東部広域連合議会、向出健議員。

1番（向出 健君） 相楽東部広域連合議会の報告を行います。

3月5日に相楽東部連合議会の令和6年度第1回定例会を開きました。

一般質問では和東町の畑議員が、伊賀市等とのごみ処理広域化について、広域連合議会で説明しないのは議会軽視ではないかという点と、クリーンセンターの今後の方針等について質問をされました。

答弁は、ごみ処理広域化については、各市町村がごみ処理の基本的責任を負っており、各市町村で説明するとしている。また、広域化の協議は当初は、非公開であり、公開後は笠置、村で説明をしている。議会軽視ではない旨の内容でした。

また、クリーンセンターにおいては、将来的には焼却施設を廃止して、解体することになるが、ごみ受入先のめどがつくまでは、現状の維持に努めたい旨の答弁でした。

また、私、向出からは、クリーンセンターの安全対策工事後の地盤沈下や建造物の亀裂等の責任について一般質問をいたしました。答弁は、決着をつけることは必要不可欠だが、現段階では原因がつかめていない状況、調査をして見極めたい、中長期的な調査も必要との内容でした。

また、南山城村の梅本議員からは、小中一貫校で英語に特化した教育、小中一貫の教育の実施の質問や血液についての中学校から学ぶことを求める一般質問がされました。

答弁では、英語教育については、小学校にはALTと英語専科教員の配置、中学校にはALTと外国語指導助手を配置し、英語力向上を図っているとの答弁でした。ALTとは外国



語を母語として育った方で、外国語の授業をアシスタントする先生のことです。

また、小中一貫教育については、保小、保育園と小学校、小小、小中、中中の連携を強固にして、最終的には保育園も含めた一貫的な教育を目指したいとの内容でした。

血液学習については、小中段階から血液教育は社会の一員として自覚する教育として、大いに役立つ取り組みと考える。現在は和東中学校で外部講師による血液学習を進めているとの内容でした。

議案としては令和6年度の一般会計当初予算が計上されました。

支出の主なものでは、広域連携の18ページから20ページへの増加、各小学校のデジタル教科書の更新、物価高騰に伴う給食費1食当たり40円の増額などです。予算は可決成立しました。以上で、相楽東部広域連合議会の報告を終わります。

失礼いたしました。相楽東部広域連合議会の報告の中で、梅本議員の質問のところで血液教育の学習というふうに説明いたしましたけれども、献血学習、献血教育の誤りでした。訂正をいたします。

議長（西 昭夫君） これで閉会中の委員会調査報告及び一部事務組合等議会報告を終わります。

---

議長（西 昭夫君） 日程第4、委員会の閉会中の継続調査及び継続審査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり委員会の閉会中の継続調査及び継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査及び継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査及び継続審査とすることに決定しました。

---

議長（西 昭夫君） これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

令和6年6月第2回笠置町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午後1時28分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 西 昭 夫

署名議員 向 出 健

署名議員 松 本 俊 清